

福島県外
からの
移住者
向け

保育士・介護福祉士などの保育福祉の資格をお持ちの方！
伊達市内事業所での勤務を検討しませんか？



#幸せが
じゅずつなぎに
なるまち伊達

『来てだて』 保育・福祉職向け 移住支援



1 就業体験等への活動支援金：上限5万円まで補助します！

福島県外在住の方が「保育・福祉の資格職※1」
(資格取得予定の方を含む。)として、市内「特定事業所※2」で就業体験する際の活動経費※3 に対して、
2/3の額を補助します。

● 市内特定事業所にて2日以上就業体験を行うこと。移住定住コンシェルジュによる市内アテンドも可能です。

※3 合理的な往復交通費、宿泊費、レンタカー借上げ代や高速道路利用料金

2 最大24か月までの家賃補助金：月額上限3万円(最大72万円)まで補助します！

福島県外から伊達市に令和5年3月以降転入し、
右要件を満たす保育・福祉の資格職で市内特定事業所※2 に勤務する方に対し、本人が賃借している
民間賃貸住宅の家賃の2/3の額を補助します。
(月額上限3万円)

- 転入する直前の県外市区町村に1年間以上住民票を有していたこと。
- 転入した日から5年以上定住する意思があること。
- 市の移住定住促進事業に協力できること。
- 本市転入前又は転入後3か月以内に下記(ア)又は(イ)を満たす新規就労者であること。
- (ア)教育保育専門職の常勤職員として教育保育等施設又は福祉等事業所で勤務開始した者
- (イ)福祉専門職の常勤職員として福祉等事業所で勤務開始した者

住民登録日、雇用開始日又は賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結した日のいずれか遅い日から起算して6か月を経過する日までに申請が必要。

※1 「保育・福祉の資格職」以下いずれかの資格(職名で勤務)

教育保育専門職

保育士、幼稚園教諭、保育教諭

福祉専門職

介護支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士及び介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者

※2 「特定事業所」

教育保育施設

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業事業者

福祉等事業所

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、障害者支援施設、一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所、養護老人ホーム、指定障害児通所支援事業者



保育・福祉職向け移住
支援制度について事業
詳細をご確認ください



問い合わせ先 伊達市協働まちづくり課
☎024-575-1177

伊達市移住促進サイト「だてな暮らし」
福島県伊達市保原町字舟橋180番地

